

宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営に関する公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和 6 年 月 日
総合政策部みやざき文化振興課

(目的)

第1条 宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営（以下「本業務」という。）について、最もふさわしい事業者を選定するため、公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本業務に係る企画提案書の評価等を行い、本業務に最もふさわしい事業者を選定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長とし、副委員長は宮崎県立芸術劇場館長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその会務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から、第2条に規定する所掌事務が終了する日までの期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に関する会議に出席することはできない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任期終了後においても同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年 月 日から施行し、第2条に規定する所掌事務が終了する日をもって、その効力を失う。

宮崎県立芸術劇場内カフェ設置・運営に関する
公募型プロポーザル選定委員会委員

	役 職
委 員 長	総合政策部長
副委員長	宮崎県立芸術劇場 館長
委 員	宮崎県立芸術劇場 副館長
委 員	総合政策部次長（県民生活担当）
委 員	みやざき文化振興課長